

処 分 の 概 要	高額所得者に対する明渡請求
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	公営住宅法 第28条第1項
法令(例規)番号	昭和26年法律第193号
所 管 部 署 名	建設水道部 建築グループ 公営住宅担当
処分基準の内容	<p><b>【美幌町営住宅管理条例】</b> (高額所得者に対する明渡請求)</p> <p>第32条 町長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該町公営住宅の明渡しを請求するものとする。</p> <p>2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該町公営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。</p> <p>(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。 (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。 (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	住宅の明渡請求
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	公営住宅法 第32条
法令(例規)番号	昭和26年法律第193号
所 管 部 署 名	建設水道部 建築グループ 公営住宅担当
処分基準の内容	<p><b>【美幌町営住宅管理条例】</b> (住宅の明渡請求)</p> <p>第42条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該町公営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 不正の行為によって入居したとき。</li><li>(2) 家賃を3月以上滞納したとき。</li><li>(3) 当該町公営住宅又は共同施設を故意に破損したとき。</li><li>(4) 正当な理由によらないで15日以上町公営住宅を使用しないとき。</li><li>(5) 第13条第1項、第14条第1項及び第23条から第28条までの規定に違反したとき。</li><li>(6) 入居者が第76条の規定による勧告に従わなかったとき。</li><li>(7) 町公営住宅の借上げの期間が満了するとき。</li></ol> <p>2 前項の規定により町公営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該町公営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額を、請求の日の翌日から当該町公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 町長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該町公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>5 町長は、町公営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 町長は、町公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該町公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	立替事業による明渡請求
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	公営住宅法 第38条
法令(例規)番号	昭和26年法律第193号
所 管 部 署 名	建設水道部 建築グループ 公営住宅担当
処 分 基 準 の 内 容	<p><b>【美幌町営住宅管理条例】</b>                  (建替事業による明渡請求等)</p> <p>第37条 町長は、町公営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする町公営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該町公営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、第33条第2項の規定を準用する。この場合において、第33条第2項中「前条第1項」とあるのは「第37条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。</p>
備 考	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	収入超過者又は高額所得者の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町営住宅管理条例 第29条
法令(例規)番号	平成9年美幌町条例第21号
所 管 部 署 名	建設水道部 建築グループ 公営住宅担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>美幌町営住宅管理条例 (収入超過者等に関する認定)</p> <p>第29条 町長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、町公営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 町長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が町公営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>3 入居者は、前2項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、町長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。</p> <p>処分基準の未設定理由                  ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	特定公共賃貸住宅の明渡請求
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町営住宅管理条例 第42条
法令(例規)番号	平成9年美幌町条例第21号
所 管 部 署 名	建設水道部 建築グループ 公営住宅担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第42条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該町公営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によって入居したとき。</p> <p>(2) 家賃を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 当該町公営住宅又は共同施設を故意に破損したとき。</p> <p>(4) 正当な理由によらないで15日以上町公営住宅を使用しないとき。</p> <p>(5) 第13条第1項、第14条第1項及び第23条から第28条までの規定に違反したとき。</p> <p>(6) 入居者が第76条の規定による勧告に従わなかったとき。</p> <p>(7) 町公営住宅の借上げの期間が満了するとき。</p> <p>(準用)</p> <p>第54条 第50条の規定による町公営住宅の使用については、第51条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第28条まで、第36条から第42条まで及び第72条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中、「前2条」とあるのは「第52条」と、第18条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、第36条第1項中「第15条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第17条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明け渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による町公営住宅への入居の措置」とあるのは「第53条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	社会福祉事業等の使用許可の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町営住宅管理条例 第49条
法令(例規)番号	平成9年美幌町条例第21号
所 管 部 署 名	建設水道部 建築グループ 公営住宅担当
処分基準の内容	<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第49条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、町公営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 町公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	町営住宅駐車場使用許可の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町営住宅管理条例 第69条
法令(例規)番号	平成9年美幌町条例第21号
所 管 部 署 名	建設水道部 建築グループ 公営住宅担当
処分基準の内容	<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第69条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に破損したとき。</p> <p>(4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。</p> <p>(5) 第63条に規定する使用者資格を失ったとき。</p> <p>(6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定については第42条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「町公営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第69条第1項」と読み替えるものとする。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

## 不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	違反建築物の除却、移転等の命令 (建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)
法令(例規)名及び根拠条項	建築基準法 第9条第1項
法令(例規)番号	昭和25年法律第201号
所管部署名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	<p>(違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>建築基準法第9条第1項中「これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p>
	処分基準の未設定理由 ①: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの ②: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ③: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	



<p>処 分 の 概 要</p>	<p>違反建築物の仮の使用禁止、使用制限 (建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>建築基準法 第9条第7項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 建築グループ 指導担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(違反建築物に対する措置)                  第9条                  7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p> <p>建築基準法第9条第7項中「緊急の必要がある場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

## 不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	違反建築工事について緊急の必要のある停止命令 (建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)
法令(例規)名及び根拠条項	建築基準法 第9条第10項
法令(例規)番号	昭和25年法律第201号
所管部署名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	<p>(違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条</p> <p>10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p> <p>建築基準法第9条第10項中「緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p>
	処分基準の未設定理由 ①: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ②: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>保安上危険な建築物の除却命令等 (建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>建築基準法 第10条第2項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 建築グループ 指導担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(保安上危険な建築物等に対する措置)                  第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。                  2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。                  ○建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第14条の2の規定による。                  ○建築基準法第10条第1項中「著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合」及び同条2項中「特に必要があると認めるとき」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	危険建築物の使用禁止、使用制限（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）
法令（例規）名及び根拠条項	建築基準法 第10条第3項
法令（例規）番号	昭和25年法律第201号
所管部署名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	<p>(保安上危険な建築物等に対する措置)</p> <p>第10条</p> <p>3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>建築基準法第10条第3項中「著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p>
	処分基準の未設定理由 ①：処分基準が法令の定めに尽くされているもの ②：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ③：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	私道の変更又は廃止の制限
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	建築基準法 第45条第1項
法令(例規)番号	昭和25年法律第201号
所 管 部 署 名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	<p>(私道の変更又は廃止の制限)</p> <p>第45条 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第2項の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(敷地等と道路との関係)</p> <p>第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 自動車のみ交通の用に供する道路</p> <p>(2) 高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの(第44条第1項第3号において「特定高架道路等」という。)で、地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。同号において同じ。)内のもの</p> <p>2 地方公共団体は、特殊建築物、階数が3以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。第4節、第7節及び別表第3において同じ。)が1,000平方メートルを超える建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他の敷地又は建築物と道路との関係についてこれらの建築物の用途又は規模の特殊性により、前項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、必要な制限を付加することができる。</p> <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条の5の規定による。</p> <p>建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の2の規定による</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>違反煙突等の仮の使用禁止、使用制限（第9条第7項の準用）（建築基準法第9条の5の規定に基づく事務に限る。）</p>
<p>法令（例規）名及び 根 拠 条 項</p>	<p>建築基準法 第88条第1項</p>
<p>法令（例規）番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 建築グループ 指導担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(違反建築物に対する措置) 第9条 7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p> <p>建築基準法第9条第7項中「緊急の必要がある場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>違反煙突等の工事について緊急の必要のある停止命令(第9条第10項の準用) (建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>建築基準法 第88条第1項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 建築グループ 指導担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(違反建築物に対する措置) 第9条 10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p> <p>建築基準法第9条第10項中「緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>違反煙突等の除却、移転等の命令(第9条第1項の準用)(建築基準法第97条の5の規定に基づく事務に限る。)</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>建築基準法 第88条第1項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 建築グループ 指導担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(違反建築物に対する措置)                  第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>建築基準法第9条第1項中「これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	



不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>違反看板等の仮の使用禁止、使用制限（第66条に規定する工作物に係る第9条第7項の準用）（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）</p>
<p>法令（例規）名及び 根 拠 条 項</p>	<p>建築基準法 第88条第3項</p>
<p>法令（例規）番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 建築グループ 指導担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(違反建築物に対する措置)                  第9条                  7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p> <p>建築基準法第9条第7項中「緊急の必要がある場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	違反看板等の除却、移転等の命令（第66条に規定する工作物に係る第9条第1項の準用）（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）
法令（例規）名及び根拠条項	建築基準法 第88条第3項
法令（例規）番号	昭和25年法律第201号
所管部署名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	<p>(違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>建築基準法第9条第1項中「これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p>
	処分基準の未設定理由 ①: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ②: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処分の概要	違反看板等設置工事についての必要のある停止命令(第66条に規定する工作物に係る第9条第10項の準用)(建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)
法令(例規)名及び根拠条項	建築基準法 第88条第3項
法令(例規)番号	昭和25年法律第201号
所管部署名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	<p>(違反建築物に対する措置) 第9条 10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p> <p>建築基準法第9条第10項中「緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p>
	処分基準の未設定理由 ①: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの ②: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ③: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備考	

## 不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等における措置命令 (建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	建築基準法 第86条の8第5項
法令(例規)番号	昭和25年法律第201号
所 管 部 署 名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	(既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和) 第86条の8 5 特定行政庁は、認定建築主が第1項の認定を受けた全体計画に従って工事を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の猶予期限を付けて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等の認定取消し (建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)
法令(例規)名及び根拠条項	建築基準法 第86条の8第6項
法令(例規)番号	昭和25年法律第201号
所管部署名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	<p>(既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和)</p> <p>第86条の8</p> <p>5 特定行政庁は、認定建築主が第1項の認定を受けた全体計画に従って工事を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の猶予期限を付けて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>6 特定行政庁は、認定建築主が前項の命令に違反したときは、第1項又は第3項の認定を取り消すことができる。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

## 不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	保安上危険な煙突等の除却命令等(第10条第2項の準用)(建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)
法令(例規)名及び根拠条項	建築基準法 第88条第1項
法令(例規)番号	昭和25年法律第201号
所管部署名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	<p>(保安上危険な建築物等に対する措置)</p> <p>第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第14条の2の規定による。</p> <p>建築基準法第10条第1項中「著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合」及び同条第2項中「特に必要があると認めるとき」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p>
	処分基準の未設定理由 ①: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ②: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>緊急時の使用禁止、使用制限命令（第87条の2及び第90条の準用における第9条第7項の準用）（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）</p>
<p>法令（例規）名及び 根 拠 条 項</p>	<p>建築基準法 第88条第1項</p>
<p>法令（例規）番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 建築グループ 指導担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(違反建築物に対する措置)                  第9条                  7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p> <p>建築基準法第9条第7項中「緊急の必要がある場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p> <p>処分基準の未設定理由                  ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>危険防止のための除却措置命令（第87条の2及び第90条の準用における第9条第1項の準用）（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）</p>
<p>法令（例規）名及び根拠条項</p>	<p>建築基準法 第88条第1項</p>
<p>法令（例規）番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>所管部署名</p>	<p>建設水道部 建築グループ 指導担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(違反建築物に対する措置)                  第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>建築基準法第9条第1項中「これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	



不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>危害防止のための工事停止命令（第87条の2及び第90条の準用における第9条第10項の準用）（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）</p>
<p>法令（例規）名及び 根 拠 条 項</p>	<p>建築基準法 第88条第1項</p>
<p>法令（例規）番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 建築グループ 指導担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(違反建築物に対する措置) 第9条 10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p> <p>建築基準法第9条第10項中「緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定め尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>危険煙突等の使用禁止、使用制限（第10条第3項の準用）（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）</p>
<p>法令（例規）名及び 根 拠 条 項</p>	<p>建築基準法 第88条第1項</p>
<p>法令（例規）番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 建築グループ 指導担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(保安上危険な建築物等に対する措置)                  第10条                  3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>建築基準法第10条第3項中「著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

## 不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	保安上危険な看板等の除却命令等(第66条に規定する工作物に係る第10条第2項の準用)(建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)
法令(例規)名及び根拠条項	建築基準法 第88条第3項
法令(例規)番号	昭和25年法律第201号
所管部署名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	<p>(保安上危険な建築物等に対する措置)</p> <p>第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第14条の2の規定による。</p> <p>建築基準法第10条第1項中「著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合」及び同条第2項中「特に必要があると認めるとき」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p>
	処分基準の未設定理由 ①: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの ②: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ③: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	危険看板等の使用禁止、使用制限(第66条に規定する工作物に係る第10条第3項の準用)(建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。)
法令(例規)名及び根拠条項	建築基準法 第88条第3項
法令(例規)番号	昭和25年法律第201号
所管部署名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	<p>(保安上危険な建築物等に対する措置)</p> <p>第10条</p> <p>3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>建築基準法第10条第3項中「著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p>
	処分基準の未設定理由 ①: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの ②: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ③: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	緊急時の使用禁止、使用制限命令（第9条第7項の準用）（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）
法令（例規）名及び根拠条項	建築基準法 第90条第3項
法令（例規）番号	昭和25年法律第201号
所管部署名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	<p>(違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前5項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p> <p>建築基準法第9条第7項中「緊急の必要がある場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p>
	処分基準の未設定理由 ①: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの ②: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ③: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>危害防止のための除却等措置命令（第9条第1項の準用）（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）</p>
<p>法令（例規）名及び 根 拠 条 項</p>	<p>建築基準法 第90条第3項</p>
<p>法令（例規）番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 建築グループ 指導担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(違反建築物に対する措置)                  第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>建築基準法第9条第1項中「これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	<p></p>

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>危害防止のための工事停止命令（第9条第10項の準用）（建築基準法第97条の2の規定に基づく事務に限る。）</p>
<p>法令（例規）名及び 根 拠 条 項</p>	<p>建築基準法 第90条第3項</p>
<p>法令（例規）番号</p>	<p>昭和25年法律第201号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 建築グループ 指導担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(違反建築物に対する措置)                  第9条                  10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第二項から第六項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p> <p>建築基準法第9条第10項中「緊急の必要があつて第2項から第6項までに定める手続によることができない場合」については、事案ごとの裁量が大きく、基準を定めることは困難である。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	長期優良住宅建築等計画の認定の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第14条
法令(例規)番号	平成20年法律第87号
所 管 部 署 名	建設水道部 建築グループ 指導担当
処分基準の内容	<p>(計画の認定の取消し)</p> <p>第14条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。</p> <p>2 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であった者(当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。)に通知しなければならない。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	